

定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会

報告書の取りまとめに向けた追加的な検討（2）

（前注）本検討会資料では、特記しない限り、略語は従前の検討会資料と同じ意味で用いることとしている。

○ モデル定款の具体的な内容

モデル定款を作成するシステム等を利用した場合に出力される定款案の具体的な内容に関し、ストックオプションプール制度に対応することができるように、募集新株予約権の割当て等を取締役に委任することもできることとするについて、どのように考えるか。

（注）本文の前提として、募集新株予約権の割当て等やストックオプションプール制度について、モデル定款を作成するシステム等の入力画面の表示等によって説明を行うほか、募集新株予約権の割当て等を取締役に委任する条項を加えた場合には、【観点②】の質問により、その内容を理解していることを確認するものとする。

（補足説明）

1 従前の議論の内容

（1）本検討会の中間案（令和6年10月4日取りまとめ）に添付された「モデル定款イメージ（試案）」の具体的な内容については、その取りまとめ以降に、募集新株予約権の割当ての決定や総数引受契約の承認は、会社法のデフォルト・ルールでは株主総会の決議によることとされているが、令和6年9月に導入された産業競争力強化法によるストックオプションプール制度（経済産業大臣・法務大臣の確認を得たスタートアップを対象に、自社で定める一定の範囲でストックオプションの柔軟かつ機動的な発行を可能とする制度）の趣旨である機動的な発行を阻

害しないように、原始定款の時点で募集新株予約権の割当て等を取締役に委任することもできるようにすることがスタートアップ育成の観点から重要であるとの意見が寄せられた。

- (2) 第6回会議において、この点についての検討が行われたが、ストックオプションプール制度の重要性については認識が共有されつつも、これをモデル定款の枠組みに含めることが相当であるかどうかについては意見が分かれ、委員の間でコンセンサスが得られるまでには至らず、引き続き検討を行うこととされた。特に、募集新株予約権の割当て等という会社法の規定上も専門的な事項や、ストックオプションプール制度という特別法（産業競争力強化法）上の制度が、簡易・迅速に株式会社の設立を行うためのモデル定款という枠組みと整合的であるのか、という点が焦点となっていたものと考えられる。

2 提案の趣旨

- (1) 前記1(2)のとおり、ストックオプションプール制度自体の重要性については認識が共有されており、また、募集新株予約権の割当て等を取締役に委任することとしても、会社法上の適法性に問題がないことについては、第6回会議でも複数の指摘がされたところである。モデル定款を作成するシステム等は、これを利用して出力される定款の内容を（商号・事業目的を除いて）有限な範囲に限定し、可能な限り適法性を確保することにより、定款案を簡易・確実・迅速に作成する仕組みであるとする、募集新株予約権の割当て等を取締役に委任することもできることとしても、その枠組みとおおよそ整合的でないとまではいえないように思われる。

そこで、本文では、ストックオプションプール制度に対応することができるように、募集新株予約権の割当て等を取締役に委任することもできることとすることを提案している。

(2) もっとも、募集新株予約権の割当て等やストックオプションプール制度にやや難解な面があることについても、同様に第6回会議で複数の指摘がされたところである。

そこで、注では、募集新株予約権の割当て等を取締役に委任することもできることとする前提として、募集新株予約権の割当て等やストックオプションプール制度についてモデル定款を作成するシステム等の入力画面の表示等によって説明を行うほか、募集新株予約権の割当て等を取締役に委任する条項を加えた場合には、モデル定款を作成するシステム等において問われる【観点②】の質問により、その内容を理解していることを確認するものとすることを記載している。

(3) 以上について、どのように考えるか。